

山口市廃棄物処理手数料の減免に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年山口市条例第122号）第28条並びに山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成17年山口市規則第97号。以下「規則」という。）第26条及び第27条に規定する廃棄物処理手数料の減額及び免除（以下「減免」という。）の事務処理について定めるものとする。

(申請手続)

第2条 減免の申請は、規則第27条第1項に定める廃棄物処理手数料減免申請書（様式第13号）のほか、次の各号に定める書類を添付して提出するものとする。

(1)規則第26条第1号による場合 搬入計画書（様式第1号）及び次のいずれかのもの

ア リ災証明書（山口市火災原因等調査規程（平成17年山口市消防本部訓令第18号）第49条に基づくもの）

イ 罹災証明書（災害対策基本法第90条の2（昭和36年法律第223号）に基づくもの）

ウ 被災届出証明書

エ その他被害状況がわかる写真等

(2)規則第26条第2号による場合 清掃活動実施計画書（様式第2号）

(3)規則第26条第3号による場合 市長が必要と認める書類

(申請の提出先)

第 3 条 減免申請の提出先は、環境施設課とする。ただし、規則第 26 条第 2 号による場合のうち、山口市青江一般廃棄物最終処分場へ搬入する場合においては秋穂総合支所地域振興課へ、山口市阿東クリーンセンターへ搬入する場合においては阿東総合支所地域振興課へ、山口市阿知須清掃センターへ搬入する場合においては清掃事務所へ提出するものとする。

(内容の確認)

第 4 条 規則第 26 条第 1 号による減免の対象物を確認する必要があると認めた場合は、申請者及び関係者とともに現地確認を行うものとする。

(減免申請の受付期間)

第 5 条 減免申請の受付期間は、規則第 26 条第 1 号による場合は、原則として当該災害等の発生日から 12 箇月以内かつ本市の処理施設へ搬入する日の 7 日前までとし、規則第 26 条第 2 号による場合は、原則として清掃活動実施日の 7 日前までとする。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条第 1 号関係）

搬入計画書

年 月 日

山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第28条の規定による一般廃棄物処理手数料減免申請書の添付書類として搬入計画書を下記のとおり提出します。

住 所	
氏 名	
電話番号	

1. 罹災物件の住所			
2. 搬 入 者			
3. 搬入予定車両番号			
4. 搬入期間（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日		
5. 搬入施設への搬入(予定)日 及び搬入物	可燃物		
	/		
	/		
	/		
	不燃物		
	/		
	/		
	/		
	不燃物（処理困難物）		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		

様式第2号（第2条第2号関係）

清掃活動実施計画書

団 体 名	
責 任 者	氏 名
	電話番号
清 掃 場 所	
清 掃 実 施 日	年 月 日
清 掃 活 動 で 発 生 見 込 み の 等 ご み	可燃物（種類）： (量) : kg
	不燃物（種類）： (量) : kg
	その他（種類）： (量) : kg
搬 入 施 設 名	
搬 入 予 定 日	年 月 日
清掃活動場所見取り図	